

現 場 技 術 委 託 業 務 要 領

第 1 趣旨

この要領は、現場技術委託業務を行うために必要な事項を定めるものとする。

第 2 目的

現場技術委託業務は、高知県林業振興・環境部（以下「県」という。）が発注する治山林道工事の品質を確保する観点から、現場における施工の監督、検査を徹底する体制を確保するために、管理技術者及び現場技術員を配置して監督業務の強化を図ることを目的とする。

第 3 業務内容

現場技術委託業務は、受託者が監督職員の指示を受けて、現場技術委託業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に掲げる業務に従事する。

第 4 委託の範囲

委託する現場技術業務の範囲は次のとおりとする。

- （１）契約図書で施工の方法、規格等の基準が定められている工事の出来形管理、品質管理、工程管理等の業務
- （２）監督職員、請負業者、地元関係機関等との連絡業務
- （３）監督職員の指示により行う業務
- （４）その他、共通仕様書に掲げる業務

第 5 委託対象

委託対象工事は次のとおりとする。

- （１）国庫補助事業の治山工事で請負対象金額が 400 万円以上の工事
- （２）国庫補助事業の林道工事で請負対象金額が 1000 万円以上の工事
- （３）交付金事業の治山工事では、請負対象金額が 400 万円以上の工事
林道工事では、1000 万円以上の工事
- （４）その他必要と認められる工事

第 6 委託先

委託先は次のとおりとする。

一般社団法人 高知県山林協会

第 7 委託費の積算

委託費の積算は次のとおりとする。

- （１）森林整備保全事業現場技術業務委託実施要領（昭和 54 年 8 月 23 日付け 54 林野治第 2015 号 〔最終改正〕令和 7 年 3 月 27 日付け 6 林整計第 673 号）を参考として積算す

る。

- (2) 従事日数は工事ごとの標準工期とし、余裕期間は含めないものとする。
- (3) 1箇所工事現場は週1回(4回/月)の現場業務を標準とするが、設計内容、現場条件、既往実績等により増減できるものとする。
- (4) 1回の現場業務時は林道工事は2箇所の現場を、治山工事は3箇所の現場巡回を標準とする。
- (5) 現場技術員の拠点は林業事務所の所在地とする。
- (6) 直接人件費

ア 現場技術員

現場技術者は技術員を適用し、次により人役を算出し計上する。

(ア) 1工事現場当り標準現場技術業務回数

現場技術業務回数＝標準工期÷30日(1ヶ月)×4回

(イ) 治山工事の場合・・・1回/3箇所

人役＝現場技術業務回数/3

(ウ) 林道工事の場合・・・1回/2箇所

人役＝現場技術業務回数/2

イ 管理技術者

管理技術者は、監督職員と打合わせ等を行うものとし、技師(A)を1人計上する。

ウ 超過勤務費は考慮しないこととする。

(7) 直接経費

ア 事務用品費

監督に関する業務の場合を適用

事務用品費＝直接人件費×0.5/100

イ 旅費交通費

旅費交通費＝拠点から現場までの往復距離×2/3×現場技術業務回数×車賃

・現場までの片道距離は、小数点以下切り捨てとする。

・運転距離は、拠点から現場までの往復距離の2/3とする。(小数点以下切り捨て)

・車賃は、治山・林道委託単価の車賃による。

(8) 直接原価

直接原価＝直接人件費＋直接経費

(9) 間接原価

間接原価＝その他原価(25%)

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

(その他原価)＝(直接人件費)×0.25/(1-0.25)

(10) 一般管理費等(35%)

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

(一般管理費等)＝(業務原価)×0.35/(1-0.35)

(11) 業務原価

業務原価＝直接原価＋間接原価

(12) 業務価格100万円以上(万円未満切捨)

業務価格 100 万円未満（千円未満切捨）

業務価格＝業務原価＋ 一般管理費等

(13) 消費税相当額

消費税相当額＝業務価格×消費税率

(14) 現場技術業務費

現場技術業務費＝業務価格＋消費税相当額

第 8 事前協議

県は第 7 による委託費の積算後、現場技術委託業務契約の締結前に委託先と契約内容について事前協議を行うものとし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 県は業務委託契約書及び現場技術委託業務調書を作成添付の上、別記第 1 号様式により事前協議を行うものとする。
- (2) 受託者は、事前協議内容を確認し異議がない場合は、別記第 2 号様式による承諾書と業務委託契約書 2 部に押印したものを県へ提出しなければならない。ただし、電子契約サービスを利用する場合は、承諾書のみの提出とし、利用する旨を申し出ること。また、異議のある場合は県へ異議申立書（任意様式）を提出し再協議を行うものとする。
- (3) 県は異議申立書の提出を受けた時は、積算内容等について見直した上で第 1 号様式による事前協議を再度行うものとする。
- (4) 県は承諾書の提出を受け、現場技術委託業務契約の締結を行うものとする。

第 9 設計変更

委託費の変更処理については次のとおりとする。

特別な場合を除き変更はしない。

付則

- この要領は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は平成 21 年 6 月 10 日から施行する。
この要領は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は平成 24 年 7 月 18 日から施行する。
この要領は平成 26 年 7 月 1 日から施行する。
この要領は平成 27 年 7 月 1 日から施行する。
この要領は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
この要領は令和 5 年 7 月 1 日から施行する。
この要領は令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別記

第1号様式（第8の（1）関係）

番 号
年 月 日

受託者 あて

所 長

年度現場技術委託業務の委託について（協議）

このことについて、別添「業務委託契約書」のとおり、現場技術委託業務契約を締結したので協議します。

委託業務内容については、別紙「現場技術委託業務調書」をご確認いただき、異議がない場合は、承諾書と併せ業務委託契約書2部に押印の上、提出をお願いします。ただし、電子契約サービスを利用する場合は承諾書のみの提出とし、利用する旨をお申し出ください。

なお、異議のある場合はその内容を明記した異議申立書の提出をお願いします。

別紙

現場技術委託業務調書										〇〇 林業事務所					
委託業務名		〇〇〇〇工事現場技術委託業務				監督員		職名		氏名					
委託番号		〇〇第〇〇-〇号				総括監督員		次長		〇〇 〇〇					
履行期間		自 〇年 〇月 〇日 ~ 〇年 〇月 〇日 至 〇年 〇月 〇日				専任監督員		森林土木課長		〇〇 〇〇					
委託契約日		〇年 〇月 〇日				主任監督員		チーフ(第〇地区担当)		〇〇 〇〇					
対象工事						主任監督員		主幹		〇〇 〇〇					
工事名		〇〇 〇〇〇〇工事				工事監督員		主査		〇〇 〇〇					
工事番号		〇〇第 〇号				工事副監督員		技師		〇〇 〇〇					
工事場所		〇〇郡 〇〇町 〇〇													
工期		自 〇年 〇月 〇日 ~ 〇年 〇月 〇日 至 〇年 〇月 〇日													
受注者		(株)〇〇建設													
費目・細別等				内 容			数量		単価		金額				
				従事日数					日						
業務原価				直接人件費		技術員				人・日		人・日 =			
						管理技術者(技師A)				人		人 =			
						計						=			
				直接経費		事務用品費		直接人件費×0.5/100						=	
						旅費交通費(往復距離km)		km*2/3*回数				km		km 当たり =	
間接原価		その他原価		(直接人件費)×α／(1-α)		α=0.25(25%)		33.33		%		=			
一般管理費等		一般管理費		(業務原価)×β／(1-β)		β=0.35(35%)		53.85		%		=			
業務価格						(万円未満切り捨て)						=			
消費税						10%						=			
委託料												=			

第2号様式（第8の（2）関係）

年 月 日

高知県〇〇林業事務所長 あて

受託者名 印

承 諾 書

〇年〇月〇日付け〇高〇林第〇号で協議のあった〇年度現場技術委託業務の委託内容については、異議ありません。